

千葉県家庭児童相談室設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭児童相談室の設置運営について（昭和39年4月22日厚生省発児第92号厚生事務次官通知）及び家庭児童相談室の設置運営について（昭和39年4月22日児発第360号厚生省児童局長通知）に定めるもののほか、千葉県家庭児童相談室（以下「相談室」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 相談室は、保健福祉センターに設置する。

(相談日等)

第3条 相談室における相談業務は、1週間につき4日、保健福祉センターの長が定める日において行うものとし、その時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(職員)

第4条 相談室には、次の各号に掲げる職員を配置する。

- (1) 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事 1人
 - (2) 家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（以下「家庭相談員」という。） 1人
- 2 家庭相談員は、相談指導業務を行う場合は、常に身分証明書（様式第1号）を携帯していなければならない。

(事務処理)

第5条 家庭相談員は、その職務の執行状況を家庭児童票（様式第2号）に記入し、所属する保健福祉センターこども家庭課長の閲覧を受けなければならない。

2 家庭相談員は、前項の家庭児童票のほか、次の帳簿を備え付け、家庭相談員が取り扱ったケースに関して、その種別、相談経過指導後の状態等を明確に記録しておかなければならない。

- (1) 家庭児童票登録台帳（様式第3号）

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 千葉県家庭児童相談室運営要綱（昭和44年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、
当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号

表（縦5.5センチメートル、横8.5センチメートル）

写真欄 縦25mm 横20mm	身 分 証 明 書	第 号
	所 属	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
上記の者は、千葉市家庭相談員であることを証明する。		
		年 月 日発行
	千葉市長	印

裏

注意事項

- 1 本証明書は、常時携帯すること。
- 2 本証明書は、他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証明書は、紛失、汚損しないよう注意すること。
- 4 本証明書を紛失、汚損した場合は、速やかに再交付を受けること。
- 5 退職する場合は、直ちに返還しなければならない。

家庭児童票

種別	ケース番号								
開始	年	月	日 ()	終結	年 月 日	担当者			
児童氏名	ふりがな 氏 名	性別	生年月日・年齢		住 所	電話番号 (携帯)			
			年月日生 才						
保護者	ふりがな 氏 名	性別	年齢	続柄	住 所	職業			
			才		(本籍地記載も可)				
相談事由	(相談の主訴、その対応、継続支援の判断等記載内容については区判断)								
	経路；(文章により具体的に記載。分類記載も可)								
家族構成	氏 名	続柄	生年月日	同居・別居	職業・学校	備 考			
						(ジェノグラム等自由記載)			
関係連携機関	(学校・保育所・幼稚園・援護課・健康課・援護課 主任児童委員・民生児童委員との連携を記載) (要保護児童管理台帳への登載関連等の記載も可)				相談歴	(家児相・児相等における過去の 相談歴自由記載)			
						決裁	課長	課長補佐	主査

